

安城市水道事業窓口業務等包括業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、安城市水道事業が安城市水道事業窓口業務等包括業務委託（以下「本業務」という。）を行うにあたり、安定的なサービス提供やサービス水準の一層の向上に向けて、パブリックマインドを持つ民間事業者とパートナーシップを結び官民連携を進めるため、その内容及び効果、実績見込み等を総合的に評価し、最も適切かつ効果的に実施することができる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することを目的として必要な事項を定める。

2 事業概要

（１）業務名 安城市水道事業窓口業務等包括業務委託

（２）業務場所

ア 事務所は安城市役所上下水道部水道業務課内に置くものとする。

イ 対象区域は安城市水道事業給水区域の全域とする。

（３）業務内容

水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収に関連する下記の業務を行う。

ア 窓口受付業務

イ 検針業務

ウ 開閉栓業務

エ 調定・収納・料金更正業務

オ 滞納整理業務

カ 給水停止業務

キ 量水器情報管理業務

ク 電算処理業務

ケ その他の業付帯する業務

（４）履行期間

令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

ただし、前項イ、ウの業務については

令和５年７月１日から令和８年３月３１日まで

なお、前項ア及びエからケの業務については、令和５年１月４日から令和５年３月３１日まで、前項イ、ウの業務については、令和５年４月１日から令和５年６月３０日までを引継ぎ期間とし、業務責任者をはじめ必要な人員は駐在し引継ぎを実施すること。前項イ、ウの業務については、現在受託している業者より引継ぎを実施する。また、これに係る受託者の費用については、受託者の負担とする。

（５）事務局

安城市役所上下水道部水道業務課料金係

〒４４６－８５０１ 安城市桜町１８番２３号（西庁舎１階）

TEL ０５６６－７１－２２４９（直通）

FAX 0566-76-3436 (直通)

メール suidogyomu@city.anjo.lg.jp

3 提案上限額

本業務における提案上限額は、金300,000,000円とする。

うち令和5年度分 金 94,000,000円

うち令和6年度分 金103,000,000円

うち令和7年度分 金103,000,000円

※この金額は、消費税及び地方消費税を含む。また、見積書の金額には自由提案業務の内容も含めること。

4 プロポーザルへの参加

安城市が公告した受付期間内に次に定める提出書類を提出した者を対象とする。提出書類は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）で受け付けるものとするが、郵送の場合は、受付期間内に必着した者を対象とする。郵便事故については、安城市で責任は負わない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 業務受託実績表（様式第2号）

ウ 履行実績を証明する契約書の写し

エ 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの

オ 財務関係書類（様式第3号）

直近3か年の各会計年度における決算関係書類

（貸借対照表及び損益計算書）

カ 定款の写し及び会社のパンフレット

キ 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

ク ISO27001（日本工業規格「JISQ27001」）又は日本工業規格「JISQ15001

個人情報保護マネジメント」（プライバシーマーク）の認証を証明するもの。

(2) 提出先

事務局（安城市役所西庁舎1階 水道業務課料金係）

(3) 受付期間

令和4年9月16日（金）午前9時から

令和4年9月28日（水）午後5時まで

郵送の場合、必着とし、受付日は事務局が受領した日とする。郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

(4) その他

参加表明書を提出し、下記の参加資格要件を満たすと判断された者には、事前にメールでプロポーザルの日程等を通知する。参加要件を満たさないと判断された参加者は、その理由を掲載の上、メールにて通知する。

5 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の資格要件を満たすものとする。

(1) 法人に関すること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 安城市契約規則第5条第3項に基づく競争入札参加資格名簿に掲載されていること。

ウ 安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この容量において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していないこと。

(2) 実績に関すること

ア 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001（日本工業規格「JISQ27001」）又は日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメント」（プライバシーマーク）の認証を取得していること。

イ 平成24年度以降に国内水道事業体の給水区域全域又は国内水道事業体において、給水契約等に係る窓口受付業務、量水器の検針業務、滞納整理を含む水道料金及び下水道使用料の収納業務をその運用及び保守管理も含め包括的に引き続き5年以上受託していること。また、そのうち少なくとも1件は愛知県内の水道事業体の実績であることとする。

6 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最終受託候補者を選定するため、業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会には、参加者から提出された提案書等を審査し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い参加者を最終受託候補者に決定する。

(2) 実施日程

日程は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程	項目
令和4年9月15日（木）	公告日
令和4年9月21日（水）午後5時必着	質問受付期限
令和4年9月28日（水）午後5時必着	参加表明書等提出期限
令和4年9月29日（木）から 令和4年9月30日（金）まで	一次審査実施
令和4年10月3日（月）	一次審査結果通知
令和4年10月17日（月）午後5時必着	企画提案書提出期限
令和4年11月 4日（金）	企画提案会（プレゼンテーション）
令和4年11月 7日（月）	企画提案会予備日
令和4年11月11日（金）	優先交渉権者の通知

令和 4 年 1 1 月 3 0 日（水）	仕様書及び契約締結協議期限
令和 4 年 1 2 月 1 日（木）	契約

注：提出は、いずれも平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、提出方法及び連絡方法は各内容の所定の方法とする。

7 一次審査

- （１）発注者において、参加資格要件等に対して書類審査を実施する。
- （２）上位 4 社を決定する。
- （３）一次審査結果は応募参加者に通知する。ただし、応募参加者が 4 者以内の場合は、書類審査結果通知を省略し、企画提案会の案内を通知する。

8 企画提案書(以下「提案書」という。)等の提出

参加者は、提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出すること。なお、提案書は、1 事業者で 1 提案とし、A 4 判、横書き、左綴じで製本すること。また、図表等については、必要に応じて A 3 判でも可とするが、A 4 判へ折込みをすること。

（１）提出書類

ア 様式第 4 号を付した提案書正本 1 部、及びそのカラーコピー 7 部、正本を記録した電子媒体（CD-R または DVD-R）1 部（正本の提案書の表紙のみ代表社印を押印すること。）

なお、提案書の記載については、「12 評価基準」の 4 から 11 の項目の内容について順に記載すること。

イ 提案見積書（任意様式）1 部

（総額及び各年度の金額を税込で明記し、積算の根拠となる内訳書を添付すること。）

ウ プレゼンテーション出席者報告書（任意様式）1 部

（２）提出期限

令和 4 年 1 0 月 1 7 日（月）午後 5 時（必着）

（３）提出先

安城市役所上下水道部水道業務課料金係

（４）提出方法

持参すること。

9 提案書等作成に係る質問の受付及び回答

- （１）提案書等作成に係る質問は、プロポーザル質問書（様式第 5 号）により電子メール（アドレス・あて先は後述の事務局を参照）で受付とする。なお、件名は「安城市水道事業窓口業務等包括業務委託」とし、送信後、電話にて送付の連絡をすること。

- （２）質問に対する回答は、ウェブページにより随時回答する。

（３）提出期限

令和 4 年 9 月 2 1 日（水）午後 5 時（必着）

10 企画提案会（プレゼンテーション）

- （１）委員会は、参加者毎にプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの内容も評価対象となるため、事務局において録音を行う。
- （２）プレゼンテーションは、原則令和４年１１月４日（金）に行う。やむを得ない事情がある場合は、令和４年１１月７日（月）を予備日とし、その日に実施する。
- （３）実施時間及び実施場所は、参加申込書に記載のメールアドレスにメールにて通知する。
- （４）各参加者の実施時間は４５分とし、内訳はプレゼンテーション３０分、ヒアリングを１５分とする。プレゼンテーションは、自由形式とするが、提案書等の提出時に提出していないものを新たに提出することはできないものとする。また、提案書の記載内容の範囲内であればプロジェクター等を使用して説明することも可能とする。ただし、プロジェクター及びスクリーン以外は参加者で用意するものとする。
- （５）プレゼンテーションに出席する者は、提案書等の内容を熟知している５名までとし、そのうち１名は業務責任者が参加すること。

11 プロポーザルの審査方式

委員会は、各参加者の提案書等の記載内容につき、「12 評価基準」に基づき評価及び採点を実施し、総合点が最も高い者を最終受託候補者として決定する。

12 評価基準

評価項目は、次の表のとおり。

表 安城市水道事業窓口業務等包括業務委託に係る審査評価表

評価項目		審査の視点・方法	配点
1	会社概要 財務状況	・企業の信頼度、財政状況はどうか	5
2	業務受託 実績	・当該業務委託に対し豊富な実績を有しているか ・業務責任者が豊富な経験を有しているか	10
3	理念	・本業務の目的の理解度、市の事業運営方針と整合性がとれているか ・水道ビジョン、経営戦略を踏まえた内容となっているか	5
4	業務 執行体制	・人員配置の具体性、配置人員の資格及び実績、役割分担の妥当性があるか ・経験が豊富な人員の配置（人数、経験等） ・繁忙期や急な欠員が生じた場合等の支援体制は整っているか	5
5	地域貢献	・地元経済への貢献、地元雇用の促進等地域に根ざした企業活動の考え方、取組方針はどうか	5

6	業務 履行方法	業務内容アからケのそれぞれの業務について、 ・業務の理解度は十分か ・経験豊富な人員体制はとれているか ・ミス防止のためのチェック体制は万全か ・効果的なセルフモニタリング方法について提案されているか	10
7	システム	・業務履行に当たってのシステムに対する考え方はどうか	5
8	コンプライアンス	・コンプライアンスに関する考え方はどうか ・個人情報保護のための具体的・効果的な対策を講じているか ・コンプライアンス違反、個人情報漏えい事故が起きた際の対応方法・体制はどうか ・過去5年間の違反、事故の状況及び対応方法はどうか	5
9	危機管理	・地震、台風、火災等に対する防災対策及び業務中の事故等緊急時の対策はどうか ・災害及び緊急時の連携、協力体制はどうか	5
10	将来提案	・将来に向けて、実現性のあるサービス向上策、D X等を活用したコスト削減策、効率化策等の提案があるか	10
11	行政課題への 提案	・カーボンニュートラル社会に向けた取組等、営業業務委託以外にも全般に行政課題に対する有益な提案があるか	5
12	取組姿勢 コミュニケーション能力	・提出資料が簡潔であるか ・提出資料及びプレゼンテーションの内容が分かりやすく、説得力があるか ・質問に対する回答が簡潔かつ明瞭か ・本業務への積極的な意欲がみられるか	10
13	見積金額	・計算式 最低見積価格／当該業者の見積価格×20点	20
合計			100

13 選定結果の通知、結果の公表事項及び方法について

業務提案書の提出者全員に書面により通知するものとする。また、ウェブページ上にて審査結果（業者名・点数）を公表する。

14 提案書の公開又は非公開の別

選定された業務提案書等の書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の業務提案書類は非公開とする。ただし、安城市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

15 プロポーザル参加の辞退

- (1) 参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を速やかに提出すること。
- (2) 提出先 安城市役所上下水道部水道業務課料金係
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）とする。
ただし、郵送の場合は、事前に事務局に電話連絡すること。

16 失格条件

参加者または最終受託候補者が、下記に掲げる事由が生じた場合は、参加者の参加資格または最終受託候補者の決定を取り消すこととする。

- (1) 契約締結以前に「5 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提案見積金額が概算事業費（上限金額）を超えている場合。
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為をした場合。

17 関係法令等の遵守

参加者は、プロポーザルに参加することにより、実施要領を遵守することを誓約するものとみなすこととする。

18 その他

- (1) 提案書等の作成、プレゼンテーション等の費用は各社の負担とする。
- (2) 提案後の申込書等及び提案書等の修正または変更は認めない。
- (3) 申込書等及び提案書等提出された書類については返却しない。

19 事務局

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
安城市役所 上下水道部水道業務課 料金係
電話番号 (0566) 71-2249（直通）
FAX番号 (0566) 76-3436
電子メール suidogyomu@city.anjo.lg.jp